

《海田町から転出される方へ》

転出の際に必要な手続き等には次のようなものがあります。(詳しくはそれぞれの担当課・係へお問い合わせください。)

該当	欄	各種制度等	海田町での手続き【必要なもの】	新住所地での手続き	担当課・係	窓口
	<input type="checkbox"/>	住民登録	○転出前または転出後14日以内に転出を届出てください。 【本人確認書類(免許証・資格確認書等)】	○新住所地に住み始めた日から14日以内に転入を届出てください。届出には転出証明書が必要です。	住民課 戸籍住民係 (823-9205)	役場 2階 ②
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 住民基本台帳カード	○転出手続きをされる際にカードを提示いただければ、転出証明書を省略した「特例(付記)転出」ができます。 【マイナンバーカード又は住民基本台帳カード】	○「特例(付記)転出」の場合、転出証明書に変わってカードが必ず必要になります。引越し先の市区町村へ転入届を提出する際に、必ずカードも併せて提示してください。		
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録	○印鑑登録証をお返しください。 【印鑑登録証】	○必要な方は、新たに印鑑登録申請をしてください。		
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険 (国民健康保険資格確認書等)	○資格確認書等をお返しください。 【国民健康保険資格確認書等】	○国民健康保険に加入していた方は新住所地で手続きしてください。	住民課 国保年金係 (823-9206)	役場 2階 ③
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険 (特例資格確認書等) ・修学中の特例(マル学) ・入院所による住所地特例	○通学のため転出される場合は学生用資格確認書等を交付しますので、ご相談ください。 ○病院や老人ホームなどの所在地に住所を変更する場合もご相談ください。【国民健康保険被保険者証等】	○学生用資格確認書等の交付を受けた方や住所地特例の適用を受ける方は、引き続き海田町の国民健康保険の被保険者となりますので、新住所地での手続きは必要ありません。		
	<input type="checkbox"/>	介護保険	○介護保険被保険者証をお返しください。 ※転出に係る手続きについて説明させていただきます。	○要介護認定者は、転入後14日以内に要介護認定申請を行ってください。		
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険	○転出される旨をお知らせください。 ※転出に係る手続きについて説明させていただきます。	○県外へ転出の方は転入後14日以内に担当課へ負担区分等証明書を提出してください。	長寿保険課 介護保険係 (823-9609)	役場 2階 ④
	<input type="checkbox"/>	予防接種手帳・予診票(子ども・おとな・妊婦)	/	○新住所地の予診票と交換してください。※転出日から海田町の予診票は利用できません。	健康づくり推進課 (823-4418)	
	<input type="checkbox"/>	親子健康手帳 (母子健康手帳)	/	○変更・交換手続きはありません。今お持ちの手帳の居住地を書きかえそのままお使いください。	子ども課 (823-9227)	役場 2階 ⑥
	<input type="checkbox"/>	妊婦・産婦・乳児一般健康診査等受診券	/	○新住所地の市町村へご相談ください。 ※転出日から海田町の受診券は利用できません。		
	<input type="checkbox"/>	児童手当	○児童手当を受給している方は、受給事由消滅届を提出してください。	○転出予定日の翌日から15日以内に認定請求書を担当課へ提出してください。		
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	○転出される旨をお知らせください。	○転入後速やかに住所変更届を担当課へ提出してください。手当を受給している方は証書も必要です。	子ども課 (823-9227)	役場 2階 ⑥
	<input type="checkbox"/>	子育て家庭おむつ支給	○申請者又は支給対象乳児が転出される場合は届出をしてください。	/		
	<input type="checkbox"/>	・保育施設(保育所、認定こども園など) ・支給認定(教育・保育給付) ・放課後児童クラブ	○退所(会)届及び支給認定の取消届を提出してください。(利用施設を通じて提出された方は除く)	○新住所地の市区町村又は利用施設へご相談ください。		
	<input type="checkbox"/>	子ども誰でも通園制度	○転出される旨をお知らせください。	○新住所地の市区町村へご相談ください。	社会福祉課 (823-9207)	役場 2階 ⑦
	<input type="checkbox"/>	・乳幼児等(子ども)医療 ・ひとり親家庭等医療 ・重度心身障害者医療 ・精神障害者医療	○受給資格のある方は、資格喪失届を提出してください。【受給者証】	○あらかじめ新住所地の市区町村へお問い合わせください。(海田町が発行する住民税課税台帳記載事項証明書が必要な場合があります。)		
	<input type="checkbox"/>	原爆被爆者健康手帳等	/	○新住所地で住所変更手続き等をしてください。		
	<input type="checkbox"/>	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	○転出される旨をお知らせください。	○あらかじめ新住所地の市区町村へお問い合わせの上、手帳の住所変更手続き等をしてください。	社会福祉課 (823-9207)	役場 2階 ⑦
	<input type="checkbox"/>	・障害福祉サービス	○転出される旨をお知らせください。	○引き続き障害福祉サービスを受ける場合は、あらかじめ新住所地の市区町村へご相談ください。		
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当等	○転出された方が手当の受給者であった場合は、届出をしてください。	○あらかじめ新住所地の市区町村へお問い合わせの上、新住所地で住所変更手続きをしてください。		

該当 <input checked="" type="checkbox"/> 欄	各種制度等	海田町での手続き【必要なもの】	新住所地での手続き	担当課・係	窓口
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	○転出された方が手当の受給者であった場合は、届出をしてください。【受給者証】	○あらかじめ新住所地の市区町村へお問い合わせの上、新住所地で住所変更手続きをしてください。	社会福祉課 (823-9207)	役場 2階 ⑦
<input type="checkbox"/>	・自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院）受給者証	○転出される旨をお知らせください。	○新住所地で住所変更手続き等をしてください。		
<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券	○タクシー券をお返しくください。	○新住所地に同様の制度がある場合は、申請手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税の納付または還付手続き	○国保世帯主の方で海外への転出、帰国、転出先未定の方は、納付または還付手続きを行います。 ○上記以外の国保世帯主の方は、後日、税額更正通知書を新住所地へお送りします。なお、税額更正通知書が届くまでは、納期限内の納付をお願いします。		税務課 町民税係 (823-9204)	役場 2階 ①
<input type="checkbox"/>	原動機付自転車の廃車手続 (125cc以下のバイク)	○定置場を海田町外に変更する場合は、海田町のナンバープレートと返却し、廃車申告受付書をお受取りください。 【ナンバープレート・車台番号が分かる書類（自賠責保険の書類等）・本人確認書類】	○新住所地で、原動機付自転車の登録手続きをお願いします。 【廃車申告受付書】 ※市町村によっては、運転免許証等の提示が必要な場合があります。詳しくは、新住所地の市町村へお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	軽自動車・軽二輪・小型二輪の住所変更 (126cc以上のバイク)	○下記の自動車検査証（車検証）等の住所変更をお願いします。 ※広島ナンバー管轄区域※1へ転出の場合 ・軽二輪（126cc以上250cc以下のバイク）、小型二輪（251cc以上のバイク）：中国運輸局 広島運輸支局（電話 050-5540-2068） ・軽三輪、軽四輪：軽自動車検査協会 広島主管事務所（電話 050-3816-3080） ※福山管轄、県外へ転出の場合は新住所地の市町村へお問い合わせください。 ※海田町では手続きができません。			
<input type="checkbox"/>	町税の納付（国外転出される方）	○国外へ転出される方で、納期未到来の税金が未納となっている方、また、翌年度も引き続き海田町で課税される方については、納税管理人を指定していただき、申立書を提出してください。		税務課 町民税係 (823-9204) 固定資産税係 (823-9245)	役場 2階 ①
<input type="checkbox"/>	町税の納付	○町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）に滞納がある方は、支払い方法、連絡先等の確認をします。		税務課 収税対策係 (823-9226)	役場 2階 ①
<input type="checkbox"/>	町税の口座振替	○町税（町県民税・軽自動車税・国民健康保険税）納付について、口座振替手続きを行っている方は、停止届出書を提出してください。 年度途中の転出につき、納期未到来の税金について、また、翌年度も課税されるものについては、引き続き口座振替とすることも可能です。			
<input type="checkbox"/>	飼い犬		○新住所地の市区町村で手続きが必要です。詳細については、新住所地の市区町村にお問い合わせください。	地域みらい課 (823-9219)	役場 3階
<input type="checkbox"/>	浄化槽	○浄化槽管理者（所有者等）が転出された場合は、管理者変更報告書を提出してください。			
<input type="checkbox"/>	通話録音装置	○借りている方は利用廃止届出書を提出し、機器を返却してください。			
<input type="checkbox"/>	町営住宅	○町営住宅にお住まいの方が転出される場合は、異動届を提出してください。 【マイナンバーカード】		まちデザイン課 (823-9634)	役場 3階
<input type="checkbox"/>	小中学校	○転校される場合は、在籍している学校へ連絡し、転校書類をお受取りください。（学校教育課での手続きは不要です。） ○転出後も町立小中学校への通学を希望される場合はご相談ください。	○転校書類をお持ちの上、転入学の手続きをしてください。	学校教育課 学校教育係 (823-9216)	役場 3階
<input type="checkbox"/>	下水道	○下水道事業受益者負担金を納めている方や水洗便所設備資金貸付金を償還している方は、住所変更等の手続きをしてください。		上下水道課 業務係 (823-9214)	役場 3階
<input type="checkbox"/>	水道	○使用中止の手続きをしてください。（電話連絡・電子申請可） ○転出された方が福祉減免制度の対象者であった場合は、届出をしてください。（電話連絡可）	○新住所地の水道担当部署へ使用開始の手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	在外選挙人名簿への登録	○在外投票を希望される方は、選挙管理委員会へ相談ください。		選挙管理委員会 (823-9202)	役場 3階
<input type="checkbox"/>	ごみ関係	○高齢者ごみ出し支援でごみ回収利用をされている方は、利用変更届出書（廃止の届出）を行ってください。		環境センター (823-4601)	

※1 広島市・呉市・三次市・庄原市・大竹市・東広島市・廿日市市・安芸高田市・江田島市・安芸郡・山県郡